

# 基金情報

**No. 143 平成25年12月号**

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

## 平成25年度・主要事業概況

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)		
事業所数(件)	220	-1	年金掛金	調定額(円)	1,188,299,322	
加入員数(人)	男子	4,230		-9	収納額(円)	1,183,610,918
	女子	2,134		-4	収納率	99.61%
	計	6,364	-13	事務費掛金調定額(円)	27,210,004	
平均標準給与月額(円)	男子	336,526	-24	資産運用	信託資産額(時価)	284億175万円
	女子	232,619	-279		修正総合利回り	12.22%
	計	301,683	-116		ベンチマーク差	-1.60%
受給者数(人)	6,439	3	慶弔金の支給件数・金額	39件61万円		
平均年金額(円)	524,117	233	年金相談件数	323件		

### 基金関係

#### 「指定基金」が解除されました

当基金は平成19年度から3年連続積立水準（純資産と最低責任準備金比）が0.9を下回り、平成22年12月8日付で「指定基金」に指定されました。平成25年3月末で積立水準が0.91となり積立水準が0.9を上回ったことにより、平成25年12月24日付で厚生労働大臣より「指定基金解除通知書」が交付され、指定基金が解除されました。

### 年金関係

#### 「企業年金連合会」への年金支給義務移転が廃止になります

現在、当基金の年金給付は年金支給開始年齢に達する前に退職等により資格喪失した加入期間10年未満の加入員について、年金給付の支給義務を基金から「企業年金連合会」へ義務移転することになっています。（年金の支給義務を連合会へ移転した方が年金支給開始年齢に達したときは「連合会」より年金が支給されます。）

平成26年4月施行の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」により「企業年金連合会」への年金支給義務の移転が廃止となります。

この改正に伴い、今後、基金規約の変更を行い、当基金の年金給付は加入期間に関わらず平成26年1月以降に基金を資格喪失したすべての加入員について当基金から年金給付を行うこととなります。

（基金規約にて「資格喪失した日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月内に義務移転すること」と定めているため、平成26年1月以降に資格喪失した加入員が対象になります）

#### 当基金の年金給付

■ 当基金の年金は加入期間が1ヵ月以上ある方が、年金支給開始年齢に達したときに受給権が発生します

\* ただし、年金支給開始年齢に達した以降も、当基金加入事業所にお勤めされている方は在職年金のしくみが適用されますので、当基金の加入期間が1ヵ月以上あっても厚生年金の受給権（※）を取得していない場合は、当基金の年金請求はできません。その場合の当基金の年金は厚生年金の受給権を取得した時または当基金加入事業所を退職された時に請求することになります。

（※）老齢厚生年金の受給権

- 厚生年金の加入期間が20年以上ある方
  - 厚生年金の加入期間が1年以上あり、国民年金・共済年金の加入期間を合算して25年以上ある方
  - 厚生年金の加入期間が40歳(女性35歳)以降、生年月日に応じて次の期間以上ある方
- S22.4.1以前生まれ(15年)      S22.4.2~S23.4.1生まれ(16年)      S23.4.2~S24.4.1生まれ(17年)  
 S24.4.2~S25.4.1生まれ(18年)      S25.4.2~S26.4.1生まれ(19年)

#### 【企業年金連合会への年金支給義務移転】

（現行）年金支給開始年齢に達する前に退職等により当基金を資格喪失した当基金の加入期間が10年未満の方は、年金給付の支給義務が基金から「企業年金連合会」へ継承されるため、「連合会」より年金が支給されます。（年金請求は連合会に行います。）

（平成26年1月以降）

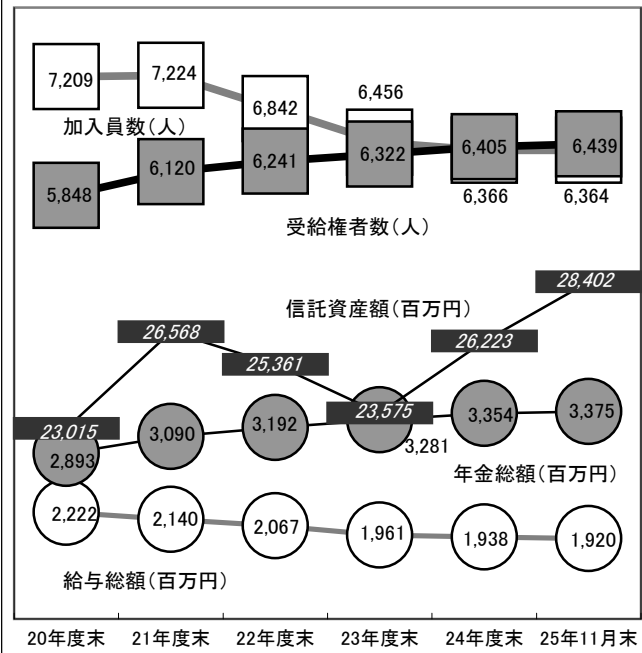
加入期間・年齢に関わらず平成26年1月以降に退職等により当基金を資格喪失したすべての方が当基金より年金が支給されます。（年金請求は当基金に行います。）

（平成26年1月以前に年金支給開始年齢に達する前に退職等により資格喪失した10年未満の加入員については、従来通り、連合会へ年金支給義務の移転を行います。）

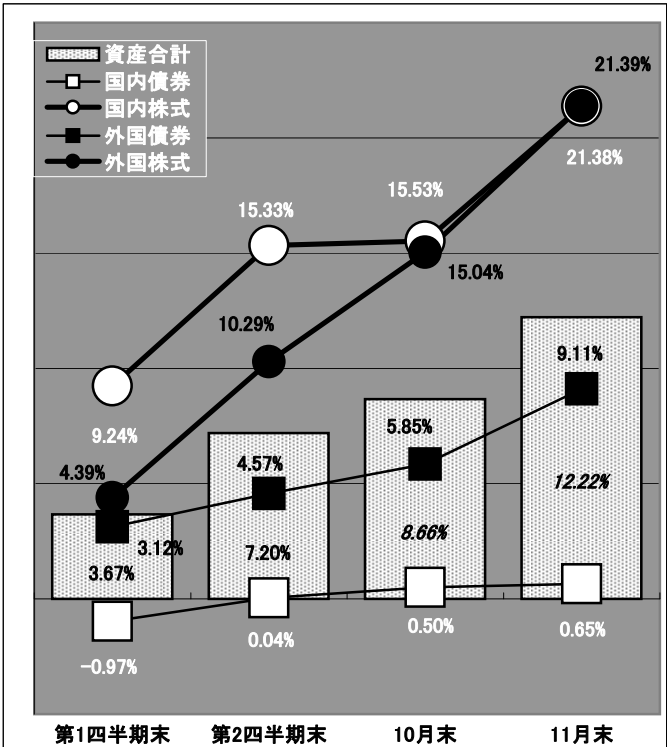
受給権の消滅時効

老齢厚生年金および基金の年金請求権は5年で時効により消滅しますので、年金支給開始年齢になったときは、お早めに請求手続きを行ってください。（例）60歳で老齢厚生年金の受給権を取得し国・基金から年金支給のある方が、65歳以降になって手続きをした場合、5年経過した分は時効により消滅します。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるよう  
ご配慮の方お願いいたします  
**ホームページでもご覧いただけます**  
当「基金情報」をホームページに掲載しています  
創刊号から直近号までご覧いただけます  
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください  
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	中島硝子(有)	閉鎖	H25. 11. 1

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)  
加入期間 5年以上10年未満・・・5万円  
加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)  
加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求(請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

\* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第3者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。  
納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。  
《口座振替銀行》  
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。  
詳しくは当基金までお問合せください。

\* 12月分の掛金納入期限は、平成26年1月31日となりますので、ご協力お願いいたします。

1月の予定

15日 告知書(12月分)発送

※ 1月分の適用関係書類の切は2月6日です。